



市税・料金等の口座振替に係る事務処理誤り

令和7年6月2日振替の市税・料金等について、事務処理の誤りにより、大阪北部農業協同組合の口座からの引き落としができなかったことが判明しました。

対象分は、令和7年6月4日に改めて振替を実施します。

内容

令和7年6月2日の市税・料金等の口座振替について、本市から大阪北部農業協同組合へ依頼データの送信が行われておらず、大阪北部農業協同組合での引き落としができなかったことが判明しました。

なお、その他の金融機関については、依頼データの送信及び口座振替は予定どおり令和7年6月2日に実施されています。

対象科目・件数

| | |
|-------------|------|
| 固定資産税・都市計画税 | 520件 |
| 軽自動車税（種別割） | 160件 |
| 保育料 | 3件 |
| 延長保育料 | 1件 |
| 給食費 | 3件 |
| 市営住宅使用料 | 4件 |
| 駐車場使用料 | 1件 |
| 留守家庭児童会保育料 | 2件 |

原因

口座振替の依頼データを金融機関へ送信する際に、申請処理を担当する職員が処理を行ったのちに、確認処理を担当する職員が大阪北部農業協同組合へのデータ送信を誤って却下処理を行ったため、依頼データの送信が行われておらず、また重ねて完了確認を行う体制がとられていなかったため、処理の誤りに気付いていなかった。

今後の対応

大阪北部農業協同組合で6月2日に口座振替予定だった市税・料金等は、6月4日に振替を実施します。

対象者の方にお詫びとお知らせの文書を送付します。

再発防止策

職員の事務処理の手順及び確認体制を見直すとともに、金融機関との連絡や確認を密に実施し、再発防止に努めます。